

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 名須川 晋

- 1 日時
平成 29 年 12 月 7 日（木曜日）
午前 10 時開会、午後 0 時 15 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
名須川晋委員長、工藤誠副委員長、佐々木朋和委員、柳村一委員、工藤勝子委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、佐々木努委員、高田一郎委員、吉田敬子委員
- 4 事務局職員
菊池担当書記、羽澤担当書記、工藤併任書記、千葉併任書記、阿部併任書記
- 5 説明のため出席した者
紺野農林水産部長、佐藤副部長兼農林水産企画室長、
小岩農政担当技監兼県産米戦略室長、阿部林務担当技監、
伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長、志田漁港担当技監、佐藤競馬改革推進室長、
及川理事心得、及川参事兼団体指導課総括課長、
伊藤参事兼流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、
照井農林水産企画室企画課長、小島農林水産企画室管理課長、
関口団体指導課指導検査課長、中南農業振興課総括課長、
中村農業振興課担い手対策課長、菊池農業普及技術課総括課長、
多田農村建設課総括課長、千葉農村建設課総括課長、
菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、
松岡農産園芸課水田農業課長、藤代畜産課総括課長、菊池畜産課振興・衛生課長、
大畑林業振興課総括課長、佐々木森林整備課総括課長、佐藤森林整備課整備課長、
漆原森林保全課総括課長、中井水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課総括課長、
佐々木漁港漁村課漁港課長、菊池競馬改革推進室競馬改革推進監、
小原県産米戦略室県産米戦略監
- 6 一般傍聴者
なし
- 7 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
ア 議案第 1 号 平成 29 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）
第 1 条第 2 項第 1 表中

歳出 第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

第3項 農林水産施設災害復旧費

第3条第3表中

追加中 13～20

- イ 議案第27号 岩手県県民の森の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ウ 議案第28号 岩手県滝沢森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- エ 議案第29号 岩手県千貫石森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- オ 議案第30号 岩手県大窪山森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- カ 議案第31号 岩手県折爪岳森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- キ 議案第32号 岩手県立緑化センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ク 議案第33号 岩手県立水産科学館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ケ 議案第34号 種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- コ 議案第35号 岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- サ 議案第53号 平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）
第1条第2項第1表中
歳出 第6款 農林水産業費
第11款 災害復旧費
第3項 農林水産施設災害復旧費
- シ 議案第54号 平成29年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）
- ス 議案第8号 大船渡漁港海岸水門高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) その他

次回の委員会運営について

8 議事の内容

○名須川晋委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

本日、村瀬農村計画課企画調査課長は身内の御不幸のため欠席となりますので、御了承

願います。

この際、先般の人事異動により新たに就任された方を御紹介いたします。紺野農林水産部長から新任の方を御紹介願います。

○**紺野農林水産部長** 11月16日付で人事異動がありましたので、新任の職員を御紹介させていただきます。森林整備課整備課長、佐藤昭仁です。よろしくお願いいたします。

○**名須川晋委員長** 以上で人事紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費第3項農林水産施設災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、追加中13から20まで、議案第27号岩手県民の森の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてから議案第35号岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてまで、議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費第3項農林水産施設災害復旧費及び議案第54号平成29年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）、以上12件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤副部長兼農林水産企画室長** 一括説明をさせていただきます。議案の本数が多いことから少々説明が長くなりますこととお許しいただきたいと存じます。

初めに、農林水産部の補正予算議案について御説明申し上げます。議案（その1）の冊子です。議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）であります。3ページをお開き願います。当部の補正予算は、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額2,967万円の増額と、4ページをお開き願いまして、11款災害復旧費、3項農林水産施設災害復旧費の補正予算額1,897万4,000円の増額を合わせまして、4,864万4,000円を増額しようとするものであり、その内容は平成28年台風第10号災害等に係る業務の増大に伴う職員の超過勤務手当を補正しようとするものであります。

続きまして、債務負担行為について御説明申し上げます。6ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の追加の表中、事項欄13の指定管理者による岩手県民の森管理運営事業から、次のページに参りまして事項欄20の指定管理者による種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設管理運営業務までの8件は、平成30年度以降の管理運営業務を指定管理者に委託するため、期間、限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。なお、指定管理者の指定議案につきましては、後ほど御説明申し上げます。

次に、議案第 53 号平成 29 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）を御説明申し上げます。議案（その 3）の冊子の 4 ページをお開き願います。当部の補正予算は、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6 款農林水産業費の補正予算額 4,188 万 8,000 円の増額と、6 ページをお開き願ひまして、11 款災害復旧費、3 項農林水産施設災害復旧費の補正予算額 351 万 2,000 円の増額を合わせまして、4,540 万円を増額しようとするものであり、この内容は県人事委員会勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額等の改正に伴う給与費の補正であります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。7 ページをお開き願ひます。議案第 54 号平成 29 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 96 万 9,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 1,355 万 9,000 円とするものであります。その内容であります。8 ページの第 1 表歳入歳出予算補正の表中、歳入の 3 款繰入金 96 万 9,000 円の増額は、一般会計からの繰入金を補正しようとするものであり、9 ページに参りまして、歳出の 1 款県有林事業費 96 万 9,000 円の増額は、一般会計補正予算（第 5 号）と同様、一般職の職員の給料月額等の改正に伴い、県有林事業の関係職員の給与費を補正しようとするものであります。

以上で予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、議案第 27 号岩手県県民の森の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第 28 号岩手県滝沢森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第 29 号岩手県千貫石森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第 30 号岩手県大窪山森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第 31 号岩手県折爪岳森林公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第 32 号岩手県立緑化センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第 33 号岩手県立水産科学館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第 34 号種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第 35 号岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての以上 9 件を一括して御説明申し上げます。

議案（その 2）の 32 ページから 40 ページであります。便宜、お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。資料の 1 ページをごらんください。1 の提案の趣旨であります。現在指定管理者制度を導入し、管理運営しております岩手県県民の森、岩手県滝沢森林公園、岩手県千貫石森林公園、岩手県大窪山森林公園、岩手県折爪岳森林公園、岩手県立緑化センター、岩手県立水産科学館、種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設、岩手県立種市漁港海岸休養施設の 9 施設につきまして、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

2 の指定管理者候補者の概要についてであります。岩手県県民の森につきましては公

益社団法人岩手県緑化推進委員会を、岩手県滝沢森林公園につきましては小岩井農牧株式会社と小岩井農産株式会社の共同体でありますKOIWA Iを、岩手県千貫石森林公園につきましては有限会社小沢興業を、岩手県大窪山森林公園につきましては大江田河内自治会を、岩手県折爪岳森林公園につきましては二戸市を、岩手県立緑化センターにつきましては特定非営利活動法人緑の相談室を、岩手県立水産科学館につきましては宮古市を、種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設とその次の岩手県立種市漁港海岸休養施設につきましては洋野町を指定管理者として指定しようとするものであります。

3の指定管理者候補者選定の経緯についてであります。選定に当たりましては有識者による指定管理者選定委員会を設置し、候補者を募集の上、応募者について選定委員会で書面審査及び面接審査を行い、候補者を選定したところであります。

資料の2ページをお開き願います。選定委員会の委員及び選定委員会の開催状況は表に記載のとおりであります。

指定管理者の募集に当たりましては、(2)に記載のとおり、森林公園5施設、岩手県立緑化センター及び岩手県立水産科学館の7施設につきましては、公募により候補者を募集いたしました。

また、種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設と岩手県立種市漁港海岸休養施設につきましては、これらの施設が洋野町、合併前の旧種市町であります。洋野町から要望を受けまして、同町が管理することを前提として整備された施設であることから、非公募とし、洋野町から申請書及び関係書類の提出をいただいたものであります。

(3)であります。平成29年8月10日に募集要項を公表し、同日から9月15日まで申請を受け付けいたしました。

(4)であります。全9施設につきまして、いずれも現行の指定管理団体から申請があったところであります。

(5)であります。10月16日に開催いたしました第2回指定管理者選定委員会で書類審査及び全ての申請者から提案内容について直接説明を受けまして、質疑を行う面接審査を実施いたしました。

選定委員会では、(6)に記載のとおり、①から④に記載した選定基準に基づき、審査を行ったところであります。

資料の3ページをお開き願います。4の指定管理者候補者の選定理由について御説明いたします。選定委員会で審査を行った結果、岩手県民の森においては周辺の観光施設等との連携や各種体験教室の開催など、利用促進に向けた工夫を行っていること。

(2)、滝沢森林公園においては、施設管理や利用者へのサービス提供に加え、公園内の生物のデータ収集など、すぐれた取り組みを行っていることや、多職能職員の配置やバリアフリーの導入などによりまして、利用者サービスの向上に努めていること。

(3)、千貫石森林公園におきましては、施設の管理や利用促進について、民間企業ならではの工夫が数多く見られること。

(4)、大窪山森林公園においては、地域住民が持つ経験や地域の力を活用して管理を行いながら、地域外の主体との協力体制も構築し、施設の利用促進や魅力の向上を図る提案であること。

(5)、折爪岳森林公園においては、施設の管理を適正に実施できる収支計画であるほか地域資源を活用した利用促進を計画していること。

(6)、岩手県立緑化センターについては、申請団体及び直接管理業務に従事する人員が十分なノウハウを有しているほか、講座の開催や展示内容の充実を初めとする利用促進の取り組みがあること。

(7)、岩手県立水産科学館については、各種団体等と連携しながら施設の利用を促進する取り組みを行っていることのほか、イベントの開催等や展示内容の充実など、施設の魅力を高める工夫があること。

(8)、種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設については、施設の管理を適切に実施できる人員配置や収支計画であること、今後の施設の利用促進に向けた取り組みも明確であること。

(9)、岩手県立種市漁港海岸休養施設につきましては、施設の管理を適切に実施できる人員配置や収支計画であることやイベントの実施など、施設の利用促進に向けた計画も妥当なものであることなどが評価され、応募者をそれぞれの施設の指定管理者の候補者として選定したところであります。

資料4ページから資料12ページは、それぞれの施設の概要を1枚にまとめて添付しております。

資料4ページ、岩手県民の森の概要についてであります。1として施設の設置目的、2に施設の所在地、3に直近3年の実績という意味で平成26年度以降の利用者数と指定管理料の状況、4に今回設定しようとする債務負担行為限度額の状況、5に位置図及び施設概要図を記載しております。ほかの施設につきましても同様の規定としておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○柳村一委員 1点だけ確認したいのですが、議案第30号の指定管理者の候補者になっている大江田河内自治会なのですが、この自治会というのはちゃんとした法人格をお持ちなのかどうかお伺いします。

○漆原森林保全課総括課長 今お話があった大江田河内自治会ですけれども、行政の自治会の組織であります。

○柳村一委員 指定管理をやる場合は、基本的に法人格を持っていないと契約できないのではないかと思いますし、例えば行政と地縁の団体契約みたいなものを結べば、そういう

法人格が持てると思うのですけれども、県の取り扱いはどのようになっているのでしょうか。

○漆原森林保全課総括課長 委員からお話があったとおり、地縁団体として許可を受けている自治会でありますので、申請資格要件を満たしている団体であると認識しております。

○神崎浩之委員 私もその点を確認しようと思ったわけなのですけれども、そうすると法人ではないですよね。それで、税金の申告とかそういうものというのはどのようにしているのか。いずれ収入が入りますよね。経費があるでしょうし、それから住民の会費とかですよ。あとは、補助金でほかでやっているというようなこともあるかもしれないのですが、そのあたりのところを教えてください。

○漆原森林保全課総括課長 大江田河内自治会は23世帯70人の組織でありまして、この中には大船渡市を退職された行政経験のある役員の方がおられまして、事務経験も豊富であり、そういうことはこの方がきちっとやられていると聞いております。

○神崎浩之委員 税金の申告はしているのですか。

○漆原森林保全課総括課長 そうだと聞いております。

○神崎浩之委員 後から詳しく団体の役員とか監事とか、監査とか、税金の申告とかその辺のことを教えていただきたい。ある程度大きい金額に対して、本当に世帯も構成メンバーも意外と小さいものだなと思っていました。

あと、岩手県緑化推進委員会、緑の相談室について少し教えていただきたいと思います。それから、今ちょっと見たのですが、当初の指定管理者から更新が続いていると思うのですけれども、途中で相手先がかわっている施設というのは、ずっと同じ団体なのかということを確認させてください。

○漆原森林保全課総括課長 県民の森の指定管理者の候補者であります公益社団法人岩手県緑化推進委員会については、メインの業務は緑の羽根の募金活動をやっている団体であります。緑化思想等の普及啓発等もしている団体でありますので、県民の森ではそういう活動もしているので、ノウハウがあるということから応募してきたものであります。

○佐々木森林整備課総括課長 緑の相談室であります。県内の造園業者を主な会員とする団体でありまして、緑化や造園に関する技術者を擁している団体であります。病虫害等に関する知見も豊富でありまして、こういう施設を管理する団体として適切な団体であると認識しております。

職員体制ですが、緑化センターは5人体制で管理しております。

○漆原森林保全課総括課長 たびたび済みません。県民の森については、途中で一度岩手県緑化推進委員会からいわてNPOセンターに一時かわりましたが、また岩手県緑化推進委員会に戻ったという経緯があります。皆様御存じのとおり、当センターの事件のあたりにかわっております。

それから、それ以外にも千貫石森林公園と大窪山森林公園についても変更になっておりまして、先ほど委員からお話がありました大窪山については、大江田河内自治会の前は気

仙地方森林組合が指定管理者になっておりますし、千貫石についても今の有限会社小沢興業の前は奥州地方森林組合が指定管理者になっております。

○佐々木森林整備課総括課長 先ほど緑の相談室の組織とはどういうものなのかという質問に対して、ちょっと間違った回答をしておりましたけれども、会員数 35 名による、正組合員、造園業者 15 者と、あと個人会員 20 名の 35 名により組織されている団体であります。会の設立目的ですけれども、自然と共生、環境を基調とする社会の実現に向けて、緑化に関する各種の相談に応じるとか、また緑の持つ特性を啓発、普及するということを目的に設置されております。

○神崎浩之委員 県民の財産を県が自信を持って指定管理をしているということですよ。もう少し自信を持って、こういう団体です、委員の皆さん、安心して御同意くださいということがあっていいと思います。今後よろしく願います。

九つの施設があり、公募とありますけれども、他の候補者がいたのかどうかということをお聞きしたいと思っております。ここに出ているのは指定先ということなのですけれども、継続しているという流れがあるのですけれども、ほかの候補者があったのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

それから、審査会なのですが、2回でいいのですか。どのぐらいの時間で九つの施設を選定されているのか、それから選定の理由、メリット、よかった点と書いてあるのですけれども、逆に心配されるような御意見とかあったのかどうか。私は、指定管理制度が始まってから、本当に大丈夫なのかと思っていました。都会のほうはいっぱい受ける団体があるので、受益者にとってというか、住民にとってはサービスの向上につながったり、それから団体の育成、切磋琢磨をしながらということもあったと思うのですが、地方は一回指定したきりということがあって、その形骸化を心配しているわけなのですけれども、ほかの候補者の状況、それから審査に当たっての審査の濃さというか、それを含めて、その中で心配される点、マイナスの点等の御意見があるのであれば、その点についてお伺いをいたします。

○小島管理課長 今回の指定管理者の選定におきましては、各施設とも 1 団体、法人のみであり、競合した形にはなっておりません。

審査会は 2 回でいいのかというお尋ねでしたけれども、1 回目におきましては審査方法、審査基準等を御審議いただき、それを告示いたしまして、それによって公募をするという流れですし、2 回目の委員会におきましては、1 団体それぞれ 20 分程度の時間の中でプレゼンテーションをしていただき、各委員から質疑応答を受け、全ての施設の聴取が終わった後に、合議で 4 人の委員で聴取内容について意見交換をし、検討したという経過になっております。

なお、質疑応答の中では、いずれの指定管理者も継続的なところがありまして、ノウハウを持っておりますし、それぞれ事務改善とか、あるいは新たな提案とか、そういったこともしておりますので、意見交換の中では特段心配な意見というのはなかったということ

であります。

○吉田敬子委員 私からも森林公園に関して、全体的な質問をさせていただきます。まず一つ目は指定管理者が今回民間企業だったり、行政、町内会というところで、地域の住民の皆さんがそういった森林公園で活動できるという場所があり、森林に親しむという機会がふえるという意味では民間の方だったり、町内会の皆さんがやるということはとても素晴らしいことだと思っているのですが、行政、民間、町内会とそれぞれの組織がある中で、県としてはどのように評価されているのか、まずお伺いいたします。

二つ目が全体の集客数の推移についてです。それぞれの利用者数の推移が、全体的に見るとちょっと減っていることが多いのかなと思っております。その件については、県としての指導、もしくは審議会、選考委員会の中で何かお話があったら教えていただきたいと思っております。

三つ目がたしか千貫石の森林公園は冬期の閉鎖があったと思うのですが、それ以外の森林公園で冬期の閉鎖があるところがあれば教えていただきたいことと、あわせて、冬期の閉鎖があるなしで業務委託費が変わったりすることがあると思うのですが、その辺についてお伺いしたいと思います。冬期の閉鎖と森林公園の大きさの委託費が変わることがあるのかどうか教えてください。

○漆原森林保全課総括課長 まず、利用者の推移ではありますが、確かに御提示している資料を見ていただくと、若干下がっているという感じはするのですが、指定管理を始める前と比べればふえていると県では認識しております。

それから、冬期閉鎖をする森林公園は、千貫石以外に大窪山、折爪岳が冬期閉鎖をする施設であります。

指定管理料についてですが、面積も勘案しており、例えば県民の森であればフォレストiという施設があり、それぞれの施設によって管理する中身を細かく決めておりますので、それによって指定管理料を決めております。

指定管理者の評価ですが、どの団体も実績がきちっとありまして、ちゃんとできるという評価であります。

○吉田敬子委員 神崎委員からもありましたように、ぜひ自信を持って答弁していただければと思います。

先ほどの緑の相談室もNPOが指定管理者の候補者ですが、盛岡市の業務委託をたくさん受けておりますし、盛岡城跡公園の公園も整備して、すごく一生懸命頑張っているところですよ。ぜひもっと自信を持って御答弁いただければと思います。

イベントの集客数については若干の減少はあるけれども、指定管理を受ける前よりは増加しているということで、私も県民の森だったり、それぞれ滝沢森林公園も含めて、1回はどれかのイベントに出たことがあるのですが、それぞれのイベントはすごくすばらしく、やはり地元の方だからこそわかっている散策の仕方をネイチャーガイドの方を使っているのが、本当にすばらしいと、私自身は参加した一人としては思っています。行政としては、

その数、利用者数というところのことも大事だと思いますので、PRだったり、外に出すノウハウ、まだまだ組織力が足りないというか、もっと強化できるところもあるのかなと思っています。ぜひそういった団体に対しては積極的に県からも指導をしていただきたいです。私は、指定管理を自治会がやっているというのもすごいなと思っているので、そうすることで相乗効果が高まり、もっとイベントを頑張らなければと思うことにつながると思います。ぜひそういった指導を強化していただきたいと思います。

○佐々木努委員 私からも1点。この指定管理は非常にいいことだと思っているのですが、一方でやはり県の施設をしっかりと管理運営してもらうということは、県がやっていると同様の信頼、信用を県民に与えないとうまくないのではないかと考えています。

ある指定管理者が入館者数が減らないように水増ししたという事案がありまして、それで私も非常にかっかりしたのですけれども、きょうこうして資料をいただきますと、年々少しずつ入場者が減ったりしているということで、審査をする上で、判断基準に直接つながるかどうかわかりませんが、入場者数の減少というのは指定管理をする方々にとっても気にかけるところだと思うのです。ですから、多分余り入場者数が少ないと、何とかしなければならぬということで、変な気が起きたりすることも考えられる。そういうことがもし起きると、これからこの指定管理者制度を進める上ではマイナスになってくると思います。その辺の管理も含めて、この5年間という長い期間において、県のほうでその指定管理団体に対して指導、あるいは監査、聞き取りなどを行っているのか、また、今後していくのかを確認させていただきたいと思います。

○小島管理課長 各施設の利用者数の目標数というのは、特段県のほうで定めているものではありませんが、公表している審査基準の中でも、利用促進のための計画として具体的に審査内容を公表しております。そういった項目に従って各団体から利用促進に関する計画が出ておりますので、基本的にはその内容を確認し、利用促進が図られるという判断のもとで指定管理者の候補として選定させていただいております。

それから、各団体へのかかわり方ということではありますが、指定管理者につきましては、毎年度終了後に県に対して事業報告書というのを作成し、提出するというようになっております。報告書の内容を確認しておりますし、それから必要に応じて、管理の業務または経理の状況に関して報告を求め、実地調査し、あるいは必要な調査をするということが地方自治法でも規定されておりますので、毎年度の報告とあわせて逐次報告はしているということになっております。

○佐々木努委員 繰り返しになりますけれども、やはり何か起きてからではうまくないと思います。抜き打ちでも構いませんし、定期的でも構いませんが、やはりしっかりと県がチェックするという体制はとっていただきたいと思います。あと一番心配なのは事故なので、施設を管理する上でこの辺のところは一番、ただ頼んだからこれでいいということではなくて、最終的には県が責任を負うことになると思いますので、管理をしっかりとお願いをしたいということを申し上げて終わります。

○高田一郎委員 今回の指定管理期間は、これまでの3年から5年とか、4年から5年と指定期間を長くするという事で、債務負担行為自体も増額しております。しかし、11月17日の提出予定議案等説明会で示された一覧表を見ますと、1年間にしてみれば指定管理料が増加している施設と現状維持の施設になります。増加しているのは森林公園、緑化センター、水産科学館の3団体であり、それ以外は従来どおりの指定管理料というのは、どのような理由でそうなったのか説明をお願いいたします。

○漆原森林保全課総括課長 森林公園の指定管理料が上がった理由であります。最低賃金の上昇率を人件費に掛けて、約3%程度引き上げたものであります。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 県立水産科学館の指定管理料の増加の要因ですけれども、職員の社会保険料の率に変更になったことによりまして、その分、前回より30万円、年間予算がふえているところであります。

○佐々木森林整備課総括課長 緑化センターの金額が上がっているのは労務単価の上昇ですとか、あと松くい虫の防除単価、そちらのほうが上がっているということを加味して上がっているものであります。それから、平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴う上昇分も今回見込んでいるということです。

○高田一郎委員 今それぞれ3団体の債務負担行為が上がっている理由、それぞれ説明をいただきましたけれども、最低賃金の引き上げ3%とか職員の社会保険、労務単価等々というのは、ほかの団体も同じような状況になるのではないかと思います。ちょっとよく理解できませんので、その辺について御答弁いただきたい。それから私は総務部管財課に資料要求をしまして、人的体制ですが、これまでのそれぞれの団体の職員体制が今後平成30年度から増員になる団体と、それから現状維持の団体があります。滝沢森林公園は2人増員、千貫石森林組合は正規雇用が1人ふえるという計画書になっております。これは、どういった理由でこの二つの施設だけふえて、ほかは現状維持なのか、説明をお願いします。

○漆原森林保全課総括課長 まず、滝沢森林公園ですけれども、有期採用、いわゆる季節でお願いする方が2名ふえるということで、指定管理者からはバードカービングとかスポット的なイベントをやるのに知識のある方をお願いするので、パートをふやしてサービスを向上したいと聞いております。

ただ、千貫石が正規の方がふえるということですが、小沢興業からの話によりますと、今まで7人でやってきたのだけれども、もう一人ふやさないと業務の効率が悪い部分が出てきたので、1名ふやしたいという提案を受けております。

○佐々木森林整備課総括課長 人件費等についても、例えば平成30年度、職員の分については256万6,000円と見込んでおりますが、平成31年度は261万円、平成32年度以降は263万4,000円と、徐々に支払いする金額をふやすように計上しておりますし、非常勤職員の賃金についても徐々に上げていく積算をしております。

○佐藤副部長兼農林水産企画室長 私は審査委員会の委員もやっております、実際に各

団体からのプレゼンテーションの話も聞かせていただきました。4人の審査委員で非常に中身の濃い審査をさせていただいております。

どちらの団体も、今までの経験も十分でありますし、それから今後工夫してやらなければならないところと、明確な目標も立てて、それぞれ前向きな姿勢で、熱意も非常にあると認識をしております。

あとは、債務負担行為等の限度額のお話がありましたが、人件費の積算は毎年上がる分についてはきちっと上がるという積算をしておりますが、債務負担行為は何百万円という限度額で示しておりますので、毎年度、その年の当初予算の際に正確な数字をどうするかというのは決めてまいりますので、その間、人件費等の上昇とか社会保険の上昇、あるいは先ほど答弁にありました消費税が上がるとかがありますと、それは全部反映させるということになります。

たまたま積算上、そういう積算をして100万円のところの区切りが変わったところがあれば、今回の表記で100万円上がったという表記になっていると認識をしております。

いずれも必要な人件費、あるいは施設の単価も適正に、過去3年間の実績など、合理的な金額で積算しておりますので、十分対応できると思っております。

それから、人的体制についてですが、こちらは、公募の際に県といたしましては限度額は幾らということ、大体この辺の金額ということ、公募いたしますので、その範囲内で各応募団体が今の人数でやれるということもありますし、サービスの向上の上で、やはり人数をふやして対応したいということもありますので、これは県から個々にこの人数でやってくれという指定を個々にしているわけではありません。応募団体がそれぞれの施設の運営の状況に応じまして、工夫をした上で1人増員したいとか、あるいは地域の職員でここは回したいとか、そういう内容になっているということでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○高田一郎委員 基本的にはわかりました。ただ、こういう心配はないのかということ、例えば過去3年間の指定管理料と今後5年間の指定管理料というのは大体基本的に同じ水準です。しかし、賃金も上がるし、職員の社会保険の問題とか、さまざまな単価も上がっていきます。基本的には同じ指定管理料になりますと、人件費のしわ寄せが運営費の削減という形でしわ寄せが出てこないのか、また、事業に対する影響はないのか、その点について答弁いただきたいと思っております。

○佐藤副部長兼農林水産企画室長 先ほど申し上げましたけれども、それぞれの年度の予算額の計上につきましては、その年の当初予算できちっと積算をするということをしております。債務負担行為は限度額ということにしておりますので、必要な社会保険料とか人件費の増加などをきちんと反映をさせてまいります。全体でその金額で頭打ちなので、要は社会保険料、人件費の上昇分があれば、その分をほかの施設の管理委託料にしわ寄せをするというような積算は一切しておりませんので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

○**工藤勝子委員** 今後5年間と決まるわけでありますので、しっかりやってほしいという思いがあります。ただ、公募が1団体ということに対しては、私は受ける魅力がないのではないかと思っているのです。いろんなメリットとか魅力があれば、もっと団体が応募してくるのではないかという思いがあるのですが、そういう中において、やはりずっと同じ団体だとマンネリ化してしまう。企画や情報発信などがマンネリ化して、ああ、これでいいのだというようなことが定まってしまうような気がしてならないのです。

だから、ある程度応募者が出てきて、そこでいろんな企画などを切磋琢磨しながら、変わるということも非常に大事ではないかと思っているところでありまして、それがあと5年後にもなるわけでありますけれども、県としてはこの1団体で本当によかったと思っているのか、それとも、いやいや、もう少し出てきてほしいと思っているのか、逆に1団体で経験があるから安心しているというのか、どういう思いでありますか。

○**佐藤副部長兼農林水産企画室長** 御指摘のとおり、応募は1団体しかありませんでした。公募の施設、例えば人口密集地の市の中心部とか、あるいは観光客がいっぱい来るようなところであれば、例えば指定管理制度は利用料金制といたしまして、要は収入があれば、それを団体が自分のところの収入にできる。そのことで指定管理料を減らすという扱いをしておりますので、自主努力、自主事業等の工夫をすれば、そこでどんどん収益も上げられるという仕組みになっております。

ただ、残念ながら立地場所、特に森林公園等は冬期間の閉鎖を余儀なくされます。私も全部の施設を回らせていただきましたので、相当山の上にあたり、そこを管理し、商業ベースできちっとやれる団体が出てくるかという、現実問題としては非常に厳しいというところがあります。ただ、県の施設、公有財産ですので、県民あるいは観光客、地域の住民の方に広く使っていただきたい、それを目的に設置している施設でありますので、施設の魅力を高める工夫とか、そういったことは常に考えていかなければならないと思っておりますので、団体を指定したからそれで終わりということではなくて、団体と、委託している県としましても、施設の利用の利便性の向上とサービスの向上が図られるようにいろいろ連携をして検討してまいりたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 例えば5年間指定されたから、例えば県の部長たちが1年ごとに巡回して、どういう形で行われているかという、チェックがあるわけでしょうか。

○**佐藤副部長兼農林水産企画室長** チェックという形で書類の提出を求めているのももちろんありますし、例えば森林公園等は広域振興局から委託しておりますので、広域振興局の職員が実際に施設の運営者のところに足を運んで、状況確認等もしておりますし、我々も先ほどちょっと遠いところもある、山の上もあると言いましたけれども、なるべくそういうところに足を運んで、実態をよく確認させていただきたいと考えております。

○**紺野農林水産部長** 私も部長になってからこういったところに足を運んで、緊張感が走っているかどうかは別といたしまして、県の部長も注目しているという意識を持っていただくように、できるだけ行くようにしています。

あと現に山の関係の施設については、草刈りボランティアという催し物がありまして、私も直接行って、模範となるような草刈りをみんなに見ていただくような活動もしております、そういう意味ではかなり注目しているのではないかという意識になってきていただいているのではないかと思います。今後も足しげく通ってまいりたいと思っております。

○**工藤勝子委員** 農林水産委員会で、県民の森なり、そういうところに行ったこともありますけれども、しっかりと私たちも行ってみるべきではないかと思えます。足を運んでいないところもありますので、ぜひこの2年間の間で、いい時期を見計らって、指定管理者の人たちの状況調査もあわせて行っていただければと委員長に申し添えておきたいと思えます。

○**漆原森林保全課総括課長** 先ほど神崎委員から質問されたことに対して答えられなかった部分をお話したいと思えます。

まず、一つは通常の自治会の部分は一般会計として処理しておりますし、その指定管理を受けた分は特別会計として計上しているというのが一つです。特別会計については税金の申告をしております、主な収入については指定管理料、一般会計からの繰り入れが若干5万円ほどあります。それから、そのほかにいろいろな雑入があります。税金を申告しております、国税、税金の還付を1万円ぐらい受けているという状況になっております。

○**名須川晋委員長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**名須川晋委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**名須川晋委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号大船渡漁港海岸水門高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**阿部漁港漁村課総括課長** 漁港海岸の高潮対策工事の変更請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案書(その2)の13ページであります。内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページをごらん願います。議案第8号大船渡漁港海岸水門高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。工事名は、大船渡漁港海岸高潮対策(細浦地区水門その1)工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、2ページをお開き願います。工事の概要について記載しております。本工事は、

漁港海岸の高潮対策として、水門基礎工の整備を行うものであります。設計変更の理由及びその内容であります。第1回変更は、掘削土の流用先を変更したものであります。

今回の第2回変更は、汚濁防止対策を実施するとともに、掘削土に固化剤を投入するものであります。

今回の変更により、契約金額が8億4,538万8,360円となり、当初議決に対し24.5%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。上段に大船渡漁港海岸細浦地区の計画平面図、中段に被災前後の航空写真、下段に水門の標準断面図を掲載しております。

次に、4ページをお開き願います。上段に汚濁防止対策の実施状況写真と、中段に掘削土の運搬状況写真を掲載しております。下段に固化剤の投入状況写真があります。掘削土がヘドロ状であることが判明したため、上段の写真のとおり、汚濁防止柵を設置して、掘削等を行うとともに、掘削土を陸揚げした後にダンプトラックによる運搬を可能とするため、下段の写真のとおり、固化剤を投入し、改良するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**名須川晋委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**神崎浩之委員** 水門については、非常に興味を持って今後も見たいと思ったのですけれども、一つ、第1回の変更というのはいつだったのか。それから、流用先の変更ということで、資料4ページには長部漁港と書いてあるのですけれども、これは陸前高田市でいいのかどうかという確認です。流用先の理由については、存じ上げていないので、教えていただきたい。1億円ぐらいかかったのですね。

それから、この掘削土がヘドロ状だったということなのですけれども、例えば第1回のときとか、それから最初のときにはわからなかったのかというのがある。被災されたということなのですが、もともとあったわけで、新たに設置するわけではなかったのです。

それから、固化剤で固めるということだったのですけれども、今後、例えば海底の中の水門、工事をやっていきますよね。まして、この水門なんかの基礎工を打ったりしてあると思うのですが、ある程度この一帯がこういう地盤なのか、その辺のことを含めて、一体的に今後の附帯工事というか、別途工事のときについても心配になるというか、変更が出てくる可能性もあるかと思うのですけれども、そのあたりについて伺いをいたします。

○**阿部漁港漁村課総括課長** まず、運搬先は陸前高田市の長部漁港であります。掘削土については、3ページをお開きいただきたいのですけれども、掘削土が一番下の標準断面図の濃い赤で塗られた部分です。ここが岩まじりの非常にやわらかい地盤でありました。

まず、第1回の変更についてであります。第1回の変更につきましては、平成29年3月31日に変更しております。変更の理由は、先ほどお話ししたとおりですけれども、なぜこのような変更になったのか、ちょっと時間がかかりますが、御説明させていただきます。

まず、当初契約時の平成28年7月、当然その前から設計はしているわけですが、大船渡市内で土砂が不足しているという情報がありましたので、本工事場所である細浦地区の岸

壁にこの掘削土砂を陸揚げした後に、ダンプトラックで市内の他の工事の場所へ運搬して流用することとしておりました。しかしながら、本工事着手後、大船渡市内の道路工事とか埋め立て工事、それから地盤のかさ上げ工事、高台移転、各工事が進捗したことにより、必要な土量が各工事で精査されてまいりました。発注後、平成28年の後半に市内で土砂が供給過剰となることが判明いたしました。このため、掘削土砂をどこに持っていかうかということで、処理についていろいろ検討しました。最も安価だったのが、防潮堤工事をやっている陸前高田市の長部漁港に船で運んで、そちらの乗り越し道路の盛り土材として流用することが一番安価だということになりましたので、こちらに流用することとしております。

なお、本工事の土砂以外にも土砂が余っているのがあるのですけれども、それについても近隣の釜石市、陸前高田市のほかの工事ですけれども、搬出予定と聞いております。

それから、固化剤をどの程度入れたかについてですが、正確な量は、本日データを持ちあわせておりませんが、非常にどろどろしたヘドロ状の状態でダンプトラックに詰め込むと、流れ出て落ちてしまうという状況であります。どうしても石灰質の固化剤を投入しないとダンプトラックで運べない、ある程度固めないで運べないということで、そのダンプトラックで運べるぐらいのかたさまで水分量を低下させるために固化剤を入れまして、手で持ってどろどろと溶けるような状況ではなくて、手で持って、ある程度握れる状況にして、それで必要な場所に運搬している状況であります。

それから、最初からヘドロ状というのがわからなかったかということですが、当初ボーリングデータの調査結果によりますと、非常に締め固まった土砂の中に岩石がある状況でした。いかんせんボーリングデータの調査は、当初はそれほど多い本数の調査をしておりません。実際、平成29年4月以降になってから掘り始めたところ、非常にどろどろの状態、資料の4ページ目をごらんいただきたいと思いますが、中段のところに掘削土がありまして、このような写真の状況でありました。そのことが判明しまして、当初のボーリングデータでは想定し得なかったということでもあります。

それから、この一帯がこのような状況かどうかという御質問ですが、3ページ目の標準断面図を先ほどごらんいただきましたが、この濃い赤のところヘドロ状の状況になっておりました。今現在確認できているのは、ここのところだけあります。ほかの場所も、もしかしたらそういう状況になっているかもしれませんが、これは工事してみなければわからないというところもあります。

いずれにせよ復旧工事では想定外のことがかなり起こっておりますので、こういった設計変更はある程度やむを得ないものかと私どもは考えておりますので、御理解いただければありがたいと思います。

○神崎浩之委員 説明を聞けば聞くほど不安になるのですけれども、3ページの今の御説明のところなのですが、この赤い濃い部分が掘削範囲ということで、全体の中でここだけがだめだというわけではないのですよね。たまたまこの部分をとったらどろどろだった

ということなのですよね。ここにパイルが入るわけですよね。そうすると、この下というのは大丈夫なのかなと、今の御説明を聞けば聞くほど不安になるわけなのです。

ですから、全体の中でこの赤い部分だけがそういう地質だったのであればいいのですが、この下の部分について、パイルを打っていくと思うのですが、新たな不安が出てきたのですけれども、大丈夫なのだろうかと思うのですが、いかがですか。

○阿部漁港漁村課総括課長 この赤い下の部分の土層ですけれども、ボーリング調査結果によりますと、実際ある程度締まった土砂が堆積しております。これは、ボーリングではなくて、くいを実際打ってみても、そういった層になっているというのは確認しております。

このくいは岩盤まで打ち込んで、岩盤に支持させる形になっておりまして、最終的には岩盤に固定されることとなります。ですので、上と下がしっかり固定された状況になりますので、安全性に関しては問題ないと認識しております。

○神崎浩之委員 わかりました。安心しました。では、その上の部分だけがちょっと不安定だという理解でいいなと思いました。

いずれにしても、このダンパー式の水門に非常に興味を持って、全国からも注目されていると思いますので、安全な工事の工程から完成そのものを迎えていただきたいと思えます。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、次期「いわての美味しいお米生産・販売戦略」ビジョンについて発言を求められておりますので、これを許します。

○小原県産米戦略監 次期「いわての美味しいお米生産・販売戦略」ビジョンについて御報告をさせていただきます。

お手元に配付しております資料の1枚目をごらん願います。まず、1の策定の背景ですが、現在平成27年度から平成29年度までを期間といたしますいわての美味しいお米生産・販売戦略に基づき、米産地としての地位を強固なものとするため、関係者が一丸となった

取り組みを展開しておりますが、平成30年産からの米政策の見直しを踏まえまして、さらなる取り組みの強化を図る必要があることから、次期政策ビジョンを策定したものであります。

次に、2のめざす姿であります。県オリジナル水稻品種金色の風、銀河のしずくのブランド確立などにより、消費者や実需者に支持される米産地としての地位の確立を目指すことといたしまして、3の計画期間は平成30年度から平成32年度までの3カ年としております。

次に、4の推進体制ですが、これまでと同様、県と関係機関・団体等で構成するいわての美味しいお米生産・販売戦略推進会議が主体となりまして、戦略を推進することとしております。

次に、5の基本戦略であります。生産戦略と販売戦略の2本の柱とし、それぞれ3つの項目で構成しております。内容の詳細につきましては、2枚目の別紙で御説明をいたします。

A3判となっておりますけれども、別表をお開き願います。この資料の構成ですが、左から現戦略の内容、そしてこれまでの取り組み状況、課題となっております。資料の右側、太枠の部分が次期戦略ビジョンとなります。

時間の都合もありますので、残された課題と次期戦略ビジョンについて、簡潔に御説明いたします。

まず、生産戦略であります。金色の風、銀河のしずくの作付拡大に伴う品質、食味の向上のほか、実需者ニーズに対応した品種配置と生産量の確保、生産コスト低減技術の導入拡大や、米主産地としての地位確立に向けた主食用米の全国シェアの確保が重要と考えております。

これらの課題を踏まえまして、生産戦略の3つの項目を、1の実需者ニーズに対応した良食味米の安定生産、2の生産コストの低減と経営安定に向けた取組の推進、3の主食用米のシェア確保に向けた取組の推進といたしました。

まず、1の実需者ニーズに対応した良食味米の安定生産では、これまでの気象条件等に加えまして、実需者ニーズも踏まえた品種配置を行うこととし、また品質、食味向上に向けて、リモートセンシング技術、具体的には衛星画像を活用した適切な施肥管理などに取り組むこととしております。また、米穀専門店のニーズに対応した特色ある米づくりの推進や、業務用仕向けに対応できる良食味多収品種の導入を検討することとしております。

次に、2の生産コストの低減と経営安定に向けた取組の推進では、ICT技術の導入促進や経営管理に向けた農業生産工程管理、いわゆるGAPの取り組みを強化していくこととしております。

3の主食用米のシェア確保に向けた取組の推進では、主食用米のシェア確保に向けて、既存品種とオリジナル品種の作付を推進していくこととしております。

次に、2本目の柱となります販売戦略であります。昨年デビューした銀河のしずく、

ことしデビューした金色の風の早期ブランド化に加えまして、県産米全体の知名度の向上や取引の継続拡大、飲食店等での利用拡大などが重要と考えております。これらの課題を踏まえまして、販売戦略の三つの項目を1の県産米のさらなる評価・知名度の向上、2の県産米の安定取引に向けた販売力の強化、3の県産米の消費・需要拡大に向けた取組の推進といたしました。

販売戦略につきましては、基本的にこれまでの取り組みを踏襲するものでありますが、1の県産米のさらなる評価・知名度の向上では、金色の風、銀河のしずくのブランドイメージの定着に向けたPRをこれまで以上に強力に展開し、これら二つの品種を核といたしまして、県産米の評価・知名度向上を図ることとしております。

次に、2の県産米の安定取引に向けた販売の強化では、消費者や実需者との交流などを通じた結びつきの強化や、米穀専門店などを訪問しての販路開拓に加えまして、産地や米卸業者と連携した輸出促進を図ることとしております。

次に、3の県産米の消費・需要拡大に向けた取組の推進では、園児、児童などを対象とした食育活動や、御飯食啓発活動の展開、県産米を提供する宿泊施設や飲食店の拡大に取り組んでいくこととしております。

平成30年度から、この「いわての美味しいお米生産・販売戦略」ビジョンに基づき、本県産米が消費者や実需者に支持され、その結果県産米としての質が確立されますよう、関係団体とともに一生懸命取り組んでまいりますので、農林水産委員の皆様方の御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○名須川晋委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○柳村一委員 サケが不漁だということで、海も大変なようですけれども、内水面でも遡上関係が結構少ないというような話を伺っているのですけれども、その点について、県で何か捉えているものがあつたらお聞かせください。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 沿岸のサケの漁獲につきましては、確かに新聞報道等で昨年よりも少し減少しているというような状況であります。それから、内陸のサケにつきましては、北上川でサケの遡上があります。現在のところの状況は、今詳しい資料は持ってきておりませんが、種卵の確保につきましては、ある程度今年度も確保できるような状況ということでは聞いております。

○柳村一委員 聞くところによると、北上川、砂鉄川、梁川、雫石川以外は全滅だという話を聞いているので、後で詳しい資料がありましたらお知らせいただければと思いますし、内水面の種苗についての県の方向、どのような位置づけでふ化させて放流するのかという部分も、海のほうであれば資源確保とかそういう水産に向けてというのがあるかもしれないですけれども、内水面はちょっと見落としがちなので、その点、しっかりとしたビジョンがあるのであれば、お示しいただきたいと思います。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 これまでの今年度の採卵等につきましては、後ほど詳しい資料を御提供させていただきたいと思います。

内水面のサケのふ化事業につきましては、県としましてもこれまでも力を入れて、ふ化事業に協力してきているところであります。

毎年それぞれのふ化場が採捕、採卵の計画をつくりまして、それは県としても目を通していますし、それに応じて種卵の確保について、補助金を出して、その部分で支援して、北上川のサケの資源の維持、それから量産等に努めているところであります。

○佐々木努委員 大きく3点ほどお伺いをしたいと思います。

1点目ですが、スマート農業の推進についてです。この間の一般質問でも、我が会派の工藤勝博議員からドローンの活用について、農業分野でも活用すべきではないかという質問がありました。私の地元でも、このドローンに関心を持っている農業者がいて、ドローンを勉強したいということなのですが、今実際に県内で行っているのは、業者がどこかに集めて、高い講習料を取ってやっているということらしいのです。なかなか費用もかかって大変だと。ぜひ県でドローンの講習会をやってくれないかという要望があって、私も即答できなくて、今どういう状況になっているのかという話をしていました。

例えば農業大学校でさまざまな分野の講座、トラクターの講習などが行われていますが、そういう中の一つとして、これからやはりドローンというのは広がっていくと思うので、ぜひ早期にそういうカリキュラムの中で農家対象のドローンの講習会を開くとか、そういうことができないものかどうか。来年度のそういうカリキュラムも決まっているかどうかはわかりませんが、来年度予定があるのか、あるいは今後そういうものを検討していく考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○菊池農業普及技術課総括課長 ドローンの活用についてであります。現在県でスマート農業研究会を立ち上げまして、その中でドローン部会というのをつくりました。今部会の会員申込受付をしまして、非常に高い人気の部会となっております。

実際県内でもドローンの講習会、民間の方がやられているものがあるのですが、今お話しあったように、費用がかかるであるとか、そういった課題もあると思っております。農業大学校でドローンを買わなければならないものですから、すぐにできるかという、ちょっと約束できないのですけれども、いずれ農業大学校でもドローンに限らず、さまざまなスマート機材の利用が学校の中で学べるようにしていきたいと思っております。ドローンとは別なのですけれども、例えばスマート園芸などについては来年度から設備を整備してやると聞いていましたので、順次スマート機材の使い方ですとか、あるいはそれを使った経営術とか、そういったものの勉強はしていきたいと思っております。

○佐々木努委員 農業大学校の魅力にもつながると思いますし、やはりどんどん関心を持ってきている方がふえているので、ぜひ県が他県に先駆けて、他県に負けないように、そういう新たな技術の導入のために頑張ってもらいたいと思います。

ぜひ来年あたり導入していただけるとありがたいと思っておりますので、農業大学校とも、ぜひ意見があったということをお話ししながら検討していただきたいと思います。

2点目、ナラ枯れについてなのですが、松くい虫の心配ばかりしていましたら、

何かナラ枯れもかなり深刻な状況になっているという話でした。現状、どのような被害の状況になっているか教えていただけないでしょうか。

○佐藤整備課長 ナラ枯れ被害の現状についてであります。平成 28 年度は、内陸部では西和賀町、沿岸部では宮古市を北限に 9 市町村で被害が確認されており、本年度は新たに北上市と岩泉町でも被害が確認されているところであります。県では、ヘリコプターにより空中探査や地上調査を集中的に実施し、伐倒燻蒸や立木燻蒸等に駆除を実施しているところであります。

○佐々木努委員 具体的に来年度こういう活動、あるいは今年度も含めて、県を挙げてこういう活動をしていこうという、そういうお考えについて、もしあればお聞かせをいただきたいと思えます。

○佐藤整備課長 委員がおっしゃるとおり、徹底駆除だけでは被害の拡大防止はできないと考えております。

ナラ枯れ被害は、高齢で太い木に被害が多いということが言われておりますので、今後は被害地周辺の広葉樹林について、予防を目的とした伐採利用を促進し、広葉樹林の若返りの取り組みを積極的に進めていく考えであります。

なお、今月の 22 日には北上市において、ナラ枯れに負けない広葉樹林業「再興」セミナーを開催しまして、ナラ枯れ被害の防除方法や広葉樹の利用について、関係者の意識醸成を図っていくこととしております。

○佐々木努委員 松くいとナラ枯れと森林病虫害対応で大変だと思うのですがけれども、やはり森林県岩手としては、しっかり森林を守っていく、林業を守っていくという観点から、ぜひ松くい虫同様にこのナラ枯れ対策についても全県を挙げて取り組んでほしいと思えますので、よろしくをお願いします。

3 点目、世界農業遺産についてお伺いしたいと思えます。今県南の 3 市町と、それから県南広域振興局が一緒になって、東稲山麓の世界農業遺産登録に向けて、今いろいろ来年の申請に向けて準備をしているところでありますけれども、私の地元でもあるので、地元の住民の方々からいろいろ指摘をいただいております、これは行政が主導して進めようとしているものでありまして、それが逆に住民を置いてけぼりにしてしまっているという、そういうマイナス面に働いているという指摘があります。

実際に住民の方々の意識がそれほど高くない、むしろ希薄化していて、なぜあの地域が世界農業遺産として登録すべきなのか、その魅力が何なのかということがわからないままにさまざまなイベントに狩り出されたり、そういうことが今実際に起きているということで、これからもし登録になった場合は、先々しっかりその地域を管理、守っていかなければならないと、それが世界農業遺産の意義だと思えますので、住民の理解なくして登録の意味はないと私は思うわけであります。

特にあの地域は中山間地域でありまして、耕作放棄地が年々ふえている場所でありまして。世界農業遺産に登録になったからそれが簡単に解消できるかということ、実はそうでは

ない。大きな問題を抱えている地域でもありますので、やはりそれをこれから認定、あるいは認定後にそれを維持していくためには、やはり地域住民がそういう意識を持って、住民が一体となって地域の環境を守っていかなければならないということが必要になってくるはずなのです。残念ながら、私もそう思いますし、住民の方々もそういう意識に欠けているという御指摘があります。県南広域振興局が担当なので、本庁はどの程度かかわっているか、私もよく認識はしておりませんが、そういう意見に対して、何か所感があればお伺いしたいと思います。

○**照井企画課長** 世界農業遺産についてであります。この認定制度につきましては、社会や環境に適応しながら何世代にもわたって形づくられてきた伝統的な農業、あるいはそれに育まれた文化、景観などが一体となった重要な農業システムを国連食糧農業機関が認定するものとなっております。

また、この認定に合わせまして、その地域が元気になるというか、活性化していくことが大事だとされておりまして、まさに住民の方々の機運の高まり、あるいは一体となることが大切だろうと考えております。

このため県南広域振興局とか関連市町村を中心に協議会を設立しまして、そのほか一般の地域の代表者の方も入って、いろいろ機運醸成に向けた取り組みを進めてきたところであります。今年度の4月の総会においては、地域の盛り上がりはまだではないかとか、もっと皆さんに制度のよさを知ってもらうことが必要ではないかという意見もありまして、今年度、県南広域振興局とか市町村が中心になって、地域に入って行って、いろいろ説明会をしましょうとか、皆さんに理解を広げましょうとか、あるいは地域活性化に向けた取り組みを皆で考えて進めていきたいと思いますという働きかけをしておりまして、その成果としまして、新たな動きが生まれてきているところでもあります。

そうはいっても、全体的に認知度とか意識醸成の高まりがまだまだということは、県南広域振興局も承知しておりまして、今後さらに地域のリーダーの方々との意見を交えながら、さらに新たな多くの地域の住民の参画や理解醸成が高まるよう努めていきたいと考えておりますので、そのような方向で進めていきたいと思っております。

○**佐々木努委員** 私は反対でもなく、水を差すつもりも全然なくて、何とか認定されて、地域が世界から注目される、そういう地域になってほしいという思いでお話をさせていただいているわけでありまして。

ですから、来年度の申請ということで、何とか今回の申請で認定を受けてほしいと思うのですが、今、日本で8カ所認定されていまして、それを見ますと、例えば石川県能登半島の千枚田とか、やはり有名な観光地化しているようなところが認定されているということで、知名度もあるし、それと比べると、東稲山麓の世界遺産登録に向けたその地域は何となく弱い、コンセプトがすごく薄いといえますか、弱いといえますか、そういう気が私はしていて、もう少しさまざまな地域の特性をもっと研究をして広げて、その地域が例えば農地だけではなく、それ以外のさまざまな要素によって、そういう農業が営まれてきた

のだということをもっとつけ加えていくべきだと思っております。

そういう中、この間平泉でシンポジウムが開催されて、富士大学学長の岡田先生から林業分野、森林が農業を支えてきたのだということをお伺いしております。

私もそのとおりだと思ひまして、あの地域はやはり林業と農業が一体となって、これまで農業経営、林業経営が一体となって地域を支えてきたという経緯があるので、ぜひそういう指摘をしっかりと申請に加えていってほしいと思うのですが、県としてどのように、外部の方々のそういう意見についてどのように取り上げて反映させていこうとしているのか、もしお考えがあったらお伺いをしたいと思います。

○照井企画課長 やはり世界農業遺産ということもありまして、農業を中心にいろいろ議論をしてきたところがあると伺っております。

ただ、先ほどお話があったとおりに、富士大学の先生とか、あるいは地域の方々から、この東稲地域におきましては中山間ということもありまして、森林が非常に農業と密接なかかわりがあります。さらに、ため池の水源だったり、あるいはその地域での薪に利用される、その地域農業や生活にもかかわりがあるということから、林業も取り込んで申請にしましょうということで合意がされて、今その準備を進めていると考えておりますので、地域の特性をうまく申請書にあらわして、十分PRできるように進めていきたいと思っております。

○佐々木努委員 いずれもし認定されれば、岩手では初の世界農業遺産ということにもなりますし、そこは平泉の世界遺産がある地域でありまして、一体的にまた注目され、そして岩手も注目されることになると思いますので、県南広域振興局が担当かもしれませんが、部長、いかがでしょうか。

○紺野農林水産部長 地元での理解醸成に努め、そして登録に向けていろいろな角度から分析が進んでいるようでありますので、本庁といたしましても地元と密接に連携、調整させていただきながら、バックアップさせていただきたいと思っております。

○吉田敬子委員 大きく2点お伺いしたいと思います。

一つ目は、先ほど御説明いただいたお米の戦略についてですけれども、数値を確認させていただきます。右端の戦略ビジョンで指標として何点かあるのですが、説明は、県産主食用米の全国シェア 3.6%以上とあるのですけれども、今現在どの程度なのか教えていただきたいことと、一番下の、いわての美味しいお米提供店も同じく、現在はどの程度あるのか。そしてもう一つは、いわて地産地消給食実施事業所の数も目標として下に書いてあるのですけれども、岩手全体の給食事業所というのは数としてどのくらいあって、目標を150施設にしているのかを教えてくださいたいと思います。

○松岡水田農業課長 まず、県産米のシェアの 3.6%の件であります。この数字を用いましたのは、現在の生産数量目標が、平成 29 年までで 3.6%となっている状況から、この数字を使っているのですけれども、生産量が、県内の生産量を見ても、今およそ 3.4%になっています。飼料用米などへの転換が進んだとか、そういったこともございませ

て、生産数量目標を下回る生産になっているということから、現在のシェアは 3.4%程度となっております。

○**小原県産米戦略監** いわての美味しいお米提供店の現状はどうかというお尋ねであります。現時点では 102 店となっております。これは、目標をちょっと高目に設定いたしまして、この 3 カ年で取り組んでまいりたいと考えております。

○**伊藤参事兼流通課総括課長** いわて地産地消給食実施事業所であります。平成 29 年度は 8 施設ふえまして、現在のところ 83 施設となっております。

○**吉田敬子委員** 給食の実施事業数というのが、給食の実施事業者が、実際は分母がどのくらいあるうち 83 施設というところなのか、お願いします。

○**伊藤参事兼流通課総括課長** いわて地産地消給食事業所は、実際その施設において給食を提供している施設、例えば福祉施設とか病院、社員食堂、それから学校がおおむね対象となっております。実はその分母は正確には捉えられておりません。現在ふえておりますのが、福祉施設であります。老人介護施設が、先ほどの 83 施設のうち 54 施設であります。今年度も 8 施設ふえたのは、ほとんどが福祉施設です。

一方では、社員食堂である社食は減っております。なぜかといいますと、企業の経営の見直し等もありまして、社内で社員食堂を設けるといところはむしろ減って、例えばお弁当にしたりとか、また外の施設を使ってもらうような形になっておりますので、分母がどのくらいかというのは正直言って答えられない状況です。

○**吉田敬子委員** 先ほどの全国シェアなのですけれども、ということは目標を立てているけれども、現状維持をするというような、3.6%以上なので、それが 5%にもなり得るし、3.6%にもなり得るしということではあるのですが、わかりました。

主食用米と加工用米の作付の割合というのを県では実際には現在出しているのでしょうか、改めてお伺いします。

○**小原県産米戦略監** 作付の割合につきましては、要するに加工用仕向けというのは結果として業務とかパック御飯とか、そちらのほうに行くのもございますので、末端の割合については申しわけありませんが、捉えられておりません。

○**吉田敬子委員** 何かの資料で、お隣の秋田県が 9 月の定例会中にこれまで業務用米か加工用米を、平成 32 年度を目標に今までは 20%だったのを 40%程度に、ということをも多分来年度の米の生産調整廃止に向けて出されたという情報をちょっと聞いているので、今回の戦略でももちろん主食用米もふやすこともそうだと思うのですけれども、もちろんオリジナル品種も新しいのを出しているの、そこを一生懸命頑張ってもらいたいのですが、そういった主食用米と加工用米、業務用米というものの、その割合の戦略というのは具体的にあるのかお伺いしたいと思います。

○**小原県産米戦略監** 本県における業務用米の割合はどのような方向かというお尋ねかと思えます。秋田県では、業務用米として 40%という目標のようではありますが、本県の実態を申し上げますと、結果としてであります。全農岩手県本部から伺ったところにより

ますと、約半分ぐらいが業務用米になっていると伺っております。

今後におきましては、その50%は非常に強い結びつきを持って業者からきちっと量を確保してくれということをおっしゃっておりますので、安定的に供給できるように、またオリジナル品種等々と組み合わせながら、当てになる米主産地として今後とも供給できる形で取り組んでまいりたいと思っております。

○吉田敬子委員 ぜひ引き続きよろしくお願いたします。

もう一つなのですが、現在岩手アップルⅡ weeksをやられているということで、私は実はこれを知ったのは、たまたまリング加工をやっている私の友人がN a n a kでイベントをやるというので、最初の日に行ったのでこの資料をもらえたものです。これは県の流通課でやられているアップルⅡ weeksだと思うのですが、私もこれを自分のSNSで配信したら結構反応が多過ぎて、これはどこでもらえるのかと言われてしまって、私も全然わからないので、流通課の問い合わせ先をちょっと出したりしてしまいました。これはことし始まったものだと私は認識しており、すごく素晴らしいイベントだと思っておりますが、皆さん御存じでしたか。

皆さん知らないということで、私も今回12月1日に知りました。せっかく素晴らしいイベントを県内各地でやっているにもかかわらず、私たち農林水産委員も知らないということで、これはいかなものかなと思います。江刺リングの地元の佐々木努委員でさえも御存じなかった。本当に御飯も食べられる、リングを使った加工の料理も出しているところがたくさんあって、これは12月1日から14日までなのですけれども、そしてその中のイベントにいわて冬恋dayというのを、2月14日がバレンタインデーで、その2カ月前の12月14日を冬恋dayと何か岩手県で設定したということもこれで初めて知りまして、そういうのをせっかくなら委員に事前に情報提供すべきではないのかと思います。もしやるのであればやはり今インターネットの時代ですので、これを店舗にとりに行って見るというよりは、私も盛岡だったらどこがあるのかわかるのですけれども、それ以外のところはなかなかわからないので。委員会の皆さんにぜひ教えていただきたいのですけれども、今回どのような経緯で、これは毎年今後やられることなのかも含めて教えていただきたいと思っております。

○伊藤参事兼流通課総括課長 農林水産委員会の委員の皆様には情報提供を十分していなかったことを深くおわび申し上げます。

今回このキャンペーンをやる経緯ではありますが、昨年度から特に冬恋を中心とした岩手のオリジナルリングをPRしていきたいということで、昨年は東京でのPRに力を入れましたが、実は県内でもまだまだ知名度が低いということで、県内でのPRについていろいろなお話をさせていただきました。具体的には量販店、イオンとかそういったところをもっと幅広くやってはいかがでしょうかということで、いろいろ御提案をいただきました。それで、例えば飲食関係の組合であるとか、JRとか、川徳とか、そういったところにお話ししましたところ、非常に前向きな回答をいただきまして、事業がおかげさま

で参加店舗がどんどんふえていったところであります。

もともとPR経費を余り用意していなかったせいもありまして、実は専門学校生もボランティアで参加していただくということで、例えばユーチューブの番組でPRしたりとか、あとは12月1日のオープニングなどもマスコミの方々の御協力で事前にPRさせていただいたり、あとはマ・シェリとか、そういったところも実は無料でPRさせていただいたりしたところであります。

それで、そのチラシですけれども、協賛店、それからJRとか、そういうところには配布させていただきましたが、部数の限りもございまして、なかなか十分浸透できなかったというところは今後反省すべきところとっております。

今回おかげさまで料理をこうやって提供していただくというのは、全てお店側の自主的な取り組みで、基本的に一切お金を使っておりません。こういう形で前向きに捉えていただけるということであれば、どんどん拡大していきたいとっております。皆さんから当然来年もやるのでしょうかと言われておりますので、来年におきましては今からそういった意見なども参考にしながら、もっと大きく展開していければと思っております。

今回のチラシ等は、この後速やかに委員の方々にお配りしたいと思います。

○吉田敬子委員 今回これを機に私も岩手県は全国でリンゴに対する1人当たりの消費量が全国1位だという、リンゴを消費する量が多いということも初めて知りました。であればそれをもっとPRすべきですし、逆にここに書けないのであれば、インターネットのほうがこれを印刷するよりも拡散はすごいので、ぜひその広報の仕方も含めて応援しております。

○伊藤参事兼流通課総括課長 インターネットに関しましては、流通課のホームページでそういう参加店などの掲載もやっておりますが、まずそのサイトにどうやってアクセスを引っ張るかという部分では、マ・シェリであったりJRとか、そういう関係のところにはPRしているのですが、なかなか十分浸透していなかったということは今後の課題とさせていただきます。

○佐々木朋和委員 簡潔に質問させていただきたいと思っております。

私からは、放射性物質の影響によります岩手県内の農林水産物についてなのですが、出荷制限がかかっているのは、原木シイタケは限定的な出荷制限に向かっているということを除けば、野生の肉、川魚、あとは山菜、そして野生キノコということになると思うのですが、それら動物は動き回るので、全県で出荷制限解除にならない。山菜、野生キノコについては、自治体ごとというのが基本的な考え方であって、なかなかそこから厚生労働省の基準も緩まずに今の状況になっていると認識をしております。

そういった中で、鹿肉などについてちょっと確認をしたいのですが、全県で出荷制限になっているが、狩猟をしてとって、放射性物質をはかって基準値以下であれば、これは流通に乗せることはできるのでしょうか。

○中村担い手対策課長 ただいまの出荷制限の一部解除に向けましては、まず食品衛生法

に基づく食肉処理施設で処理します。流通させるためには、食肉処理施設があるということ的前提に置いて、その中で県が野生鳥獣の出荷検査方針を定めて、国から承認を受けた上で全頭検査を行い、100ベクレルを超えないものについてだけ流通できる体制ができた場合については、国から一部解除が認められることになっております。

○佐々木朋和委員 ということは、今岩手県内ではそういった施設がないので、できないという理解でよろしいのですね。

○中村担い手対策課長 そのとおりで、岩手県には今食品衛生法に基づく許可を得た施設がありませんので、流通に上げるということはできない状況になっております。

○佐々木朋和委員 了解しました。その中で、今モニタリング調査で鹿肉の全県的な出荷制限解除に向けて鹿についてははかっていると思うのですが、そういった中で地域によって100ベクレルを超えない鹿というのは実際には出ているのでしょうか。

○中村担い手対策課長 昨年度の検査におきましては、陸前高田市とかその周辺、一関市とかでは出ておりますが、それ以外については出ておりません。ただし、ことしにつきましては、山田町で見つかったという状況が出ておまして、環境生活部のホームページで公表しております。100ベクレルを超えた個体が出ているという状況であります。

○佐々木朋和委員 逆を返せば、100ベクレルを超えていない個体もあるということですね。そうであれば、施設があれば、こういったジビエについても出荷をしていけるという下地があると認識をしております。実際に使える部分があるのに、そういった基準の中でできないと。全県的な出荷制限解除というのはまだまだ時間がかかるのだらうと思いますので、ぜひとも農林水産部から前向きにその点を進めていただきたいと思っております。

もう一つ、ぜひとも私は山菜、野生キノコについても進めていきたい、出荷制限解除にいきいたいと思うのですが、これもまた市町村ごとといってもなかなか厳しいハードルがあります。鹿肉について厚生労働省の方針のことを考えれば、一つ一つはかってオーケーだということがあれば、私は出せるという方針なのではないかと思うのです。山菜とか野生キノコは市内で数カ所のポイントをはかって、3年連続で全部オーケーでなければできないという方針だと思うのですが、鹿肉の考え方を持てれば、一つ一つはかって100ベクレルを超えないというのであれば、出荷してもいいのではないかと思うのですが、この辺についての考え方の違いというのはどういったところにあると農林水産部では認識しておりますか。

○大畑林業振興課総括課長 山菜につきましては、委員御指摘のとおり、市町村ごとに解除していくということになっております。市町村ごとの解除の地域単位でありますけれども、これまでタケノコであれば旧市町村単位で解除した例もあります。陸前高田市で言うと、旧気仙町とか旧広田町とか、旧市町村単位で解除している例もありますので、一つ一つはかりながら、委員おっしゃったとおり3年連続で安定的に低下していく。その上で60検体を集めて、それでなおかつ安定だということが確認できれば、林野庁に対して協議することがありますので、その際にこういう旧市町村単位で解除していきたいというところ

を市町村と調整をした上で国と協議していくということで、なるべく小さい単位というか、できる限り小さい単位で解除することもできるというところがあります。

○佐々木朋和委員 それもぜひやってほしいと思いますけれども、私の今の質問の趣旨は、要は鹿は個体ごとに検査してオーケーだったら出していいですよという考え方なのだったら、山菜だってとって、それについてよければ出していいですよということに持っていきけるのではないかなど。なぜかといいますと、これは東日本大震災津波発災当初であれば、破碎してやらなければいけないというのがあったのですけれども、今は非破碎の検査器も出ていると思うのです。そういった意味では、今こそそういったところも訴えをしていて、ぜひやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大畑林業振興課総括課長 山菜、キノコ、植物についてはいろんな地域で生えるものを一つ一つ個々に解除していくということについては、全量検査というものをやっておりますので、なかなか難しい部分はあると思っておりますけれども、委員御指摘のお考えにつきましては、こちらのほうでも勉強させていただいて、国が決めている方針と相入る部分があるのかどうか、そういったところを少し勉強させていただきたいと思っております。

○佐々木朋和委員 ぜひお願いをしたいと思っております。

もう一つ、ちょっと別な話で、原木シイタケについてなのですけれども、また次年度、それ以降の原木のかかり増し経費、または逸失利益についての東京電力からの来年度以降の賠償の方針というのは出ているのでしょうか。

○大畑林業振興課総括課長 来年度、再来年度の方針ということについては、今のところ私ども聞いておりませんので、これまでどおりの方針でいくものと認識しております。

○佐々木朋和委員 了解いたしました。一部の生産者に聞くと、いつも9月ぐらいには来年度の方針が出るけれども、ことしは12月になっても出ていないということで、来年度以降も続くのだろうかという不安の声が上がっているという話が聞こえておりました。だんだん冬が近づいてきて、これから植菌、来年できるかどうかというのも、そこがはっきりしないと動けないという部分もありますので、ぜひともこの点については確認をお願いをして終わります。

○大畑林業振興課総括課長 原木のかかり増しの部分等々につきましては、例えば原木のかかり増しであれば、自伐生産から購入生産にかえた方々の来年の賠償をどうするかという部分について東京電力と私どもとしても調整をさせていただいておりますので、そういう意味では来年度も賠償はきちっと継続するのだろうと思っております。

そういうところを東京電力に対してはきちっと生産者の現状を理解していただいた上で対応していただくように、県としても努めてまいりたいと思っております。

○工藤勝子委員 簡潔に質問いたします。

まず、去年の台風第10号によって被害を受けました農地、これは全て復旧されているのか。また、林業で葉ワサビ等もやっている人たちも多分岩泉町にあったと思うのですけれども、この辺の関係も全部復旧されているのかというのをお聞きします。

それからもう一点、農村女性活躍についてお尋ねいたします。岩手県の農業農村指導士には何人ぐらい女性が認定になっているのかお聞かせください。

○**千葉農村建設課総括課長** 台風第10号による農地、農業施設の復旧状況であります、復旧の対象農地は全部で221ヘクタールを見込んでおりまして、そのうちの約6割に当たる139ヘクタールが復旧済みであります。残る82ヘクタールにつきましては、他事業と調整が必要でありまして、これは例えば河川改修ですが、そういった事業と調整が必要な部分がありますけれども、それを除く72ヘクタールについては来年の春までには復旧したいと考えております。

○**菊池農業普及技術課総括課長** 農業農村指導士の女性の割合であります、平成28年度全体で192名がいらっしゃいまして、そのうち55名、29%が女性となっております。

なお、青年農業士のほうも60名のうち4名が女性となっております。

○**大畑林業振興課総括課長** 岩泉町で被災しましたワサビの加工施設につきましては、既に復旧済みであります。それに加えて、今岩泉町で今年度林野庁の予算を使いましてワサビの高次加工処理施設を建設、整備しております。それにつきましても、年度内に完了する方向で今工事を進めていると聞いております。

○**工藤勝子委員** ぜひ来年度に向けて農地の復旧を急いでほしいと思っています。特にも残っているのが草地とか、そういうのが残っているのではないかと思ったところであります。

女性活躍についても、女性としての経営者であるとか、かなり厳しい規定があつて、なかなか認定されない部分もあったのですけれども、そういう部分において認定されている人たちもあるということで評価したいと思っておりますし、こういう人たちがぜひ活躍できるように応援をしていただきたいと思います。

その中で、岩手県の企業では岩手女性活躍企業認定マークをつくっているのですよね。そういう中で、農業でもそういう活躍できる女性のシンボルマークのそういうものをつくるとか、また認定されている人たちをマスコミにお願いをして、ある程度全県にこういう人たちが認定されて、農業で頑張っているのですという情報発信もぜひやってほしいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

○**菊池農業普及技術課総括課長** 農業に対して、農業、農村で活躍されている女性の活躍されているぐあいをもっと前面に押し出してPRするということですが、まさに委員おっしゃったとおり、そういった活躍をPRすることによって、その後続く方々の自信にもつながりますし、そういったこともぜひともやっていきたいと思っております。

なお、来年度の事業になるのですが、そういった女性活躍の部分をクローズアップした事業を予算要求中ですので、そういったものができましたら、その中でもやっていきたいと思えます。

○**名須川晋委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかになれば、これで本日の審査を終わります。執行員の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会の運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会の運営についてお諮りします。次回1月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、秋サケの漁獲状況についてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。